

○花巻市コミュニティ花壇整備事業補助金交付要綱

平成31年 3月28日告示第75号

花巻市コミュニティ花壇整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民自らの積極的な創意工夫により、市の名前にふさわしい花と緑に囲まれた豊かな生活環境を創出し、潤いのある住みよい快適なまちづくりを推進するため、地域団体及び市民活動団体等がコミュニティ花壇の整備を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、花巻市補助金等交付規則（平成18年花巻市規則第61号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コミュニティ花壇 地域団体及び市民活動団体等が公園、公民館その他の公共の用に供する施設又はそれらの施設若しくは公道に接する場所で公の眺望を形成できる場所に整備する花壇（以下「花壇」という。）をいう。ただし、事業所内部に整備するものを除く。
- (2) 地域団体 自治会、町内会その他の住民自治組織をいう。
- (3) 市民活動団体 共通の目的をもった市民で構成された団体をいう。
- (4) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号、第3号及び第4号に規定する一般国道、県道及び市道をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内の地域団体
- (2) 市内を拠点とし活動する市民活動団体
- (3) 市内に住所を有する事業所

(交付要件)

第4条 補助金交付の要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 花壇の新設、既存の花壇の補修又は植栽の工夫に使用する用具の設置を行おうとするものであること。
- (2) 花巻市実践花壇等花苗配付要領（平成30年12月14日制定）第2条に規定する花壇

等実践者の認定を受け、活動しているものであること、又は花壇整備後に花壇等実践者の認定を受けること。

- (3) 花苗等の健全な育成を図り、除草、病虫害防除、施肥及びかん水等の維持管理を適切に実施すること。
- (4) 5年以上継続して花壇を維持管理することができること。
- (5) 花壇の整備及び5年以上継続して花壇を維持管理することについて、整備する花壇の存する土地の所有者から承諾を得ていること。
- (6) 当該補助金の交付を受けて整備した花壇においては、当該補助金の交付を受けた日から5年以上経過していること。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費及びこれに対する補助額等は、次のとおりとする。

補助対象経費	内容	補助額
花壇の新設、補修 又は植栽の工夫に 使用する用具の設 置に要する経費	(1) 花壇枠の設置、更新、修繕 (2) 用土の補充 (3) トレリス、ラティス、アー チ等の設置	当該事業を行う場合に要する経 費の2分の1に相当する額以内 の額(ただし、20万円を上限とし、 千円未満の端数があるときは、そ の端数を切り捨てるものとする。)

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。